

静岡県ジュニア・ユースダンス強化選手規程（略称 SJAC 強化選手規程）

（目的）

第1条 本規程は国民スポーツ大会ダンススポーツ種目の主として少年の部選手育成のため、SJACジュニア・ユースダンス強化選手の認定基準、選手の受益及び義務を定めることを目的とする。

（選手強化事業）

第2条 第1条の目的達成のために次の事業を企画実行する。

- 1 講習会
- 2 強化合宿、強化練習会
- 3 選考ジュニア・ユース競技会の実施
- 4 その他

（礼節）

第3条 ジュニア・ユース強化選手は礼節を尊重し社会規範を守り、全選手の模範となるように努める。

（強化選手の受益）

第4条 強化選手は次の受益を受けることができる。

- 1 強化選手は第2条に記載する選手強化事業への参加などの利益を受けることができる。
- 2 ダンス競技会参加への支援（競技会遠征費助成金の付与）
- 3 ユニホームの貸与

（強化選手の認定基準）

第5条 強化選手認定は、下記の基準を目安として静岡県ジュニア・ユース強化選手選考委員会で決定する。

強化選手は静岡県在住、在学、在サークル又は在教室に限る。

1 ジュニア強化選手

15歳以下の選手で、指定された静岡県ジュニア強化選手選考競技会で優秀な成績を収めた者等、詳細は別に定める

2 ユース強化選手

16歳～18歳の選手で、指定された静岡県ユース強化選手選考競技会で優秀な成績を収めた者等、詳細は別に定める

（認定の取り消し）

第6条 第3条に反した場合は認定を取り消すことができる。

（強化選手の義務）

第7条 認定選手は以下の義務を負わなければならない。

- 1 第2条の強化事業に参加すること
- 2 その他静岡県ジュニア・ユース育成事業の指定されたものに参加し、ダンスの普及発展に寄与すること
- 3 日本ドーピング防止規定を遵守すること

2024年6月8日制定
2024年8月31日改訂
2024年10月12日改訂

S J A Cジュニア・ユースダンス強化選手選考基準細則

(略称 強化選手選考基準細則)

静岡県ジュニアアスリートクラブ強化選手選考基準となるジュニアアスリートクラブランキングを定め、認定する強化選手について定めることを目的とする。

(ジュニアアスリートクラブランキング対象大会)

第1条 以下の競技会を対象競技会とする。

- 1) 静岡県ダンススポーツ連盟主催ジュニア・ユース競技会
 - 2) 静岡県ボールルームダンス連盟主催ジュニア・ユース競技会
 - 3) ジュニアダンスフェスティバル in 静岡
2. 対象競技会は年初に公表する。

(ジュニアアスリートクラブランキングポイント付与)

第2条 ランキングポイント付与は以下の表による。

		3) ジュニアダンスフェスティバル in 静岡	その他の大会 1)、2)
決	1位	80	70
	2位	75	65
	3位	70	60
	4位	65	55
勝	5位	60	50
	6位	55	45
準決	準決勝		
勝	入賞者	40	30

(強化選手順位の決定)

第3条

- 1 ランキングは年齢によって、ユース部門(16歳~18歳)、ジュニア部門(15歳以下)の2区分に分けてそれぞれの部門(カップル部門スタンダード・ラテン及びソロ部門スタンダード・ラテン)毎に集計する。
- 2 第1条1)~3)の大会はカップル競技のスタンダード部門、ラテン部門及びソロ競技のスタンダード・ラテン部門のそれぞれの順位でポイントを付与する。
- 3 原則2大会以上出場した選手の合計点で順位を決める。
- 4 ジュニアアスリートクラブ未入会の選手は除外し、決勝の会員選手の順位は繰り上げる
- 5 出場組数3組以上の競技にポイントを付与する
- 6 同一競技会でポイント対象競技区分が2区分以上ある場合は、最も高いポイントをポイントとして採用する。
- 7 ランキングポイントは対象競技会終了後に公表する。

(ジュニア・ユースアスリートクラブ強化選手の認定)

第4条

静岡県ユース・ジュニア強化選手規程第5条認定基準に基づくほかに以下と通りとする。

1 毎年1年間(1月～12月)の対象競技会のポイントで上位を収めた選手及び全国大会で著しく優秀な成績を収めた選手を静岡県ジュニア育成委員会にて認定する。

2-1 第1条から第3条を基に、対象競技会開催後に静岡県ジュニアダンス育成委員会において審議し、ランキング上位選手のスタンダードカップル3組、ラテンカップル3組、ソロスタンダード3人及びソロラテン3人を強化選手に認定する。

2-2 全国大会で決勝3位以上の成績を収めた選手を認定する。

3 スタンダード、ラテンカップル選手、スタンダード、ラテンソロ強化選手が重複する事は可とする。

4 毎年強化選手を年初に発表する。

(強化選手の特典)

第5条

ジュニア・ユースアスリートクラブ強化選手には、以下の特典を付与する。

1 強化合宿、強化研修会及び強化練習会に優先的参加できる。

2 以下の中央のジュニア競技会の参加料、旅費の支援をする。

① オールジャパンジュニアダンススポーツカップ

② 小中高ボールルームダンス・全日本チャンピオンシップ

③ 三笠宮杯全日本選手権に於けるジュニアオリンピックカップジュニアダンススポーツ選手権

④ スーパージャパンカップジュニア

3 公式ユニフォームを貸与する。